



余市宇宙記念館からのお知らせ



○冬期間の宇宙記念館運営について

観覧について

宇宙記念館は、4月19日（金）まで展示施設の観覧を休止しています。

なお、冬期間は教室や講座など各種事業を開催します。

詳しくはその都度ご案内します。

施設の利用について

冬期間は宇宙記念館を有効に活用していただくため、多目的シアターや会議室などの各施設を利用できますので、各種催しや会議等にご利用ください（有料）。

※詳しくはホームページをご覧ください。

<利用実績>

コンサート、映画上映、講演会、イベント、特産品販売会、会議等

※詳細は（☎21-2200）に問合せいただくか

余市宇宙記念館ホームページ

(<https://www.spacedome.jp>) をご覧ください。



◀ホームページをご覧ください。

宇宙記念館では「サポートボランティア」を募集しています。



年金に関するお知らせ

○老齢年金の受給資格期間および年金額を増やしたい方へ

・60歳以上の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や、40年の保険料納付済期間がないため老齢基礎年金を満額で受け取れない場合に、60歳を過ぎたあとも国民年金に任意加入することで、受給資格期間や受給額を増やすことができます。

①受給資格期間を満たしたい場合・・・申込日から70歳まで加入することができます

②老齢基礎年金額を増やしたい場合・・・申込日から65歳まで加入することができます

・付加保険料

付加保険料は、申込みの月から国民年金保険料に月額400円（定額）を上乗せして納めることで、年金を受取る際に「200円×付加保険料納付月数」で計算された金額が、「付加年金」として毎年の老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができる制度です。

しかも、納付した分は2年間年金を受け取ることでもとがとれ、その後も受け取っている間は付加年金も継続して受け取ることができるので、非常にお得です！

（例）月額400円の付加保険料を10年間（120か月）納付した場合の付加年金はどうなる？

支払総額は「400円×120か月＝48,000円」となり、

上記計算式から、1年あたりの付加年金額は

「200円×120か月＝24,000円」が受け取れ、2年でもとがとれます！

※国民年金基金に加入中の方などは、付加保険料の申込みができませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、令和4年度分（～令和5年6月分）までの国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っています。詳細につきましては次の連絡先まで問合せください。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-33-5026